



商工会報 5月号

令和2年5月21日
西予市商工会
会長 沖野健三

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い大変な状況下でのスタートとなりました。管内では、西日本豪雨災害の復旧・復興が今もなお続く中、各事業者とも先が見えない状況下で、抜本的な対処方法がないままの状態が続いています。

本会でも、年度初めに予定していた理事会・総代会も「書面決議」という異例の取り組みになってしまいました。

このような状況だからこそ、商工会として会員の皆様に寄り添った支援を継続していくことが必要だと実感しております。国内はもとより、世界中が初めての異常事態に出口が見つからない状況ではありますが、今後とも国・県・市の各種施策にアンテナを張り、少しでもお役に立てるよう努力してまいります。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方であって中長期的に業績が回復し発展が見込まれる方。

- ①最近1カ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少した方
 - a 過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

資金の使い道 運転資金、設備資金

貸付期間 設備20年以内、運転15年以内(うち据置5年以内)

融資限度枠(別枠) 中小事業3億円、国民事業6000万円

金利 当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%
(利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円)

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 宇和島支店：TEL0895-22-4766
事業資金相談ダイヤル：TEL0120-154-505

新型コロナウイルス感染症に伴う 西予市中小企業者等経営安定補助金

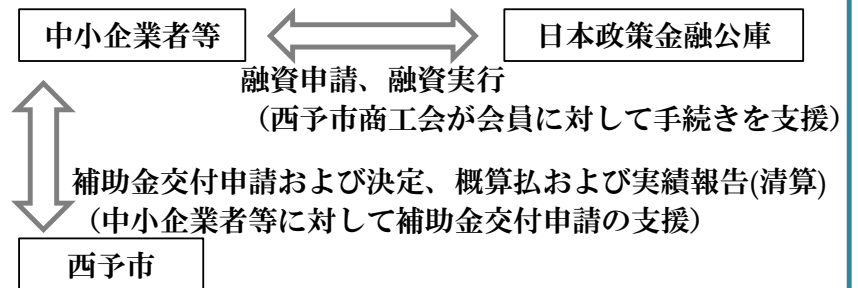
補助対象者

新型コロナウイルス感染症特別貸付(左欄)及び特別利子補給制度の適用を受ける市内に住所を有し市税等の未納が無い中小企業者等。(農林漁業を含む)

補助額等 一業者一回限り 融資額の1/3
上限50万円(千円未満切り捨て)

補助対象期間 令和3年3月31日(水)まで

補助金交付方法



※国等の制度変更により、本制度も変更となる場合があります。

【お問合せ先】

西予市経済振興課：TEL0894-62-6408
西予市商工会：TEL0894-62-1240

小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策(①サプライチェーンへの毀損への対応、②非対面型ビジネスモデルへの転換、③テレワーク環境の整備)に取り組む小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助。

補助対象者

- ・上記の①～③いずれか一つ以上の投資に取り組む。
- ・商工会地域の小規模事業者等
- ・新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越え、持続的な経営に向けた経営計画を策定していること。(商工会がサポート致します)

補助金額等 原則100万円を上限(補助率2/3)

受付締切 第1回受付締切：締切済み
第2回受付締切：令和2年6月5日(金)

※申請書類を確認する必要がありますので、余裕をもって商工会まで相談ください。

西予市店舗リニューアル補助金

既存店舗の集客力向上や店舗環境の改善の為に修繕を実施される方に、建物の改修工事や備品の購入に必要な費用の一部を補助。

補助金額等 上限額50万円(補助率1/2)

西予市店舗リニューアル補助金コロナ対応版

店舗環境の改善やテイクアウトサービス等に要した費用が助成されます。既に取り組みを開始している場合も申請可能です。

- (例)
- ・新たにサービス開始にあたり看板やのぼり等を発注した。
 - ・元々テイクアウトサービスを行っていたが、この度チラシを発行したりHPに載せるために費用が発生した。

補助額等 上限額15万円
(※他の制度を利用していない費用に限る)

詳細は西予市商工会もしくは西予市経済振興課へお問合せください。
西予市商工会TEL0894-62-1240 西予市経済振興課TEL0864-62-6408

持続化給付金

給付対象者

- ①2019年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続意思があること。
- ②2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。

申請方法

持続化給付金申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

【お問合せ先】

持続化給付金事業コールセンター：TEL0120-115-570

雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金及び同支援金

社労士による解説動画配信中

全国社会保険労務士会連合会ホームページ【動画解説】

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Default.aspx?Tabid=713>



雇用調整助成金のさらなる拡充

①都道府県知事からの休業等の要請を受けた場合は、一定の要件の下で休業手当全体の助成率を100%にする。

②要請を受けていなくても、休業手当について60%を超えて支給する場合には、その部分に係る助成率を100%にする。

【お問合せ先】

愛媛労働局職業安定部 職業対策課分室：TEL089-987-6370

ハローワーク八幡浜：TEL0894-22-4033

国税 納税猶予



現行の猶予の要件

- ①一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ②納税について誠実な意思。
- ③納期限から6カ月以内に申請がある。
- ④猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

現行の猶予が認められると...

・原則として1年間納税が猶予され、猶予中は延滞税が軽減されます。(通常 年8.9%→軽減後 約1.6%)

収入が概ね2割以上減少している方には『特例(特例猶予)』(延滞税なし・1年間猶予・無担保)

- ・令和2年2月以降の任意の期間において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ・一時に納税することが困難であること。

お問合せ先：高松国税局猶予相談センター TEL087-806-0040 (受付時間09:00~17:00 (土日除く))

労保料 納付猶予

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、全積極財産(負債を除く資産)の概ね20%以上に損失(相当の損失)を受けた場合については、労働保険料等について災害による「納付の猶予」を受けることができます場合があります。管轄の都道府県労働局に「労働保険料等納付猶予申請書」などを提出する必要があります。

お問合せ先：愛媛労働局労働保険徴収室 TEL089-935-5202 又は 八幡浜労働基準監督署 TEL0894-22-1750

つながる西予「飲食応援前売り券」参加店募集について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市内の事業者…特に飲食店の皆様は多大なダメージを受けておられます。西予市商工会では、八幡浜大洲地区食品衛生協会西予支部の要望を受け、西予市の支援協力を得て、食品営業許可を持たれている業種の方々を対象に「前売り券」販売事業に取り組むことといたしました。

購入対象者は、各参加事業所を応援したいと思っている全ての方々です!明るい未来のお食事券となれるようご活用をお願いいたします。

○実施期間

販売期間 令和2年6月1日(月)~令和2年12月31日(木)

使用期間 使用開始日については各店舗で設定(使用期限令和3年1月31日(日))

○販売及び換金方法

- ・前売り券の販売は、参加事業者の各店舗で行う。
- ・プレミアム分の換金手続きは、商工会各事務所で受付をし、指定の口座に振り込む。
- ・プレミアム分の換金期間 令和2年7月10日(金)~令和3年2月10日(火)
- ・換金は、毎月月末受付分を翌月10日に振り込む。(祝祭日の場合直近の営業日)

○換金手数料

今回の事業では手数料をいたしません。

○提出期限

令和2年5月27日(水)

随時受付も行いますが、周知チラシに掲載できない場合がございます(6月中旬予定)。

○受付場所

参加申込書は商工会本所・各支所に準備しています。

○前売り券について

券名：つながる西予「飲食応援前売り券」

発行主体：西予市商工会

販売主体：参加事業者

発行単位：1口4,000円

(500円券10枚で1セット5,000円)

プレミアム分：西予市負担

販売限度額：1店舗50万円まで

前売り券を購入した店舗のみで使用可能



商工会新規加入者(令和2年5月8日承認分)

《宇和地区》 4事業所 《野村地区》 4事業所

《三瓶地区》 1事業所 《城川地区》 1事業所

《明浜地区》 2事業所

ご加入誠にありがとうございます!

職員異動のお知らせ

〈着任〉
本所 稲井 幸恵 経営支援員(松野町商工会より異動)

〈転出〉
本所 高田 泉 経営支援員(吉田三間商工会へ異動)

松野町商工会から異動してまいりました稲井幸恵と申します。
元気がとりえの40代です。今までが小さな商工会での勤務でしたので、
いたらない点もあると思いますが出来る限り頑張ります。
よろしくお願いいたします。

西予市商工会

事業をもっと強く!地域をもっと元気に!!

〒797-0015 西予市宇和町卯之町三丁目297番地
TEL: 0894-62-1240 FAX: 0894-62-5800

野村支所72-0339 三瓶支所33-0357
城川支所82-0208 明浜支所64-0311